(仮称) 平方雨沼公園 基本計画(案)

~ 中間報告 ~





令 和 6 年 1 0 月上尾市 都市整備部 みどり公園課

- 目次 -

1.	計画策定	どにあた	:って	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	1 - 1.	基本計	画の)背	票•	E	的					•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		1
2.	現況把握	• •		•		•	•			•		•	•		•	•	•	•	•	•	•			2
	2 - 1.	計画地	1の位	乙置		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	2 - 2.	計画地	1の周	辺村	既涉	7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	2 - 3.	計画地	1の現	記況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
3.	公園計画	j におけ	る上	:尾ī	市の)関	連	施	策	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	3 - 1.	上位·	関連	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
4.	計画上の	課題		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
	4 - 1.	法令上	:の対	力策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
	4 - 2.	防災上	:の課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
5.	基本構想	ちな) 見	らい)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	5 - 1.	施設整	を備に	-関	する	らテ		マ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	C
	5 - 2.	公園整	を備の	基	本理	記念	5	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	5 - 3.	公園整	を備の	基	本プ	了針	 	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
6.	基本計画	策定		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	6 - 1.	基本計	画第	定	手法	Ę	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	6-2.	ワーク	'ショ	ロツ)	プ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
	6 - 3.	ゾーニ	ンク	で図り	の化	F成	ζ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
	6 - 4.	施設配	置計	画	と基	基本	計	画	図	(案)	の	作	成		•	•	•	•	•	•	2	2
	6 - 5.	基本計	画区	()	案)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
7.	今後の進	きめ方に	つい	って	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
	7 - 1.	基本計	画の	進	めブ	<u></u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
	7 - 2.	今後の	検討	才課題	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	9
	7 - 3	会後の	/車森	€ フ/	ケヾ	ジ ¬	_	ע (נ															3	ſ

1. 計画策定にあたって

1-1.基本計画の背景・目的

(仮称)平方雨沼公園計画地は、平方地区南西部に位置し、計画地南側は、準用河川上 尾中堀川に隣接する区域で、本敷地は、1982年(昭和57年)頃より、不燃ごみ・焼却灰・ 残土等の埋立てが行われ、現在もそれらの廃棄物等が地中に残存している状況です。

また、本計画地を含んだ上尾中堀川下流域は、上尾市総合治水計画において、「流路全般にわたって通水断面が狭小で、中流から下流にかけての河床勾配が緩く、洪水時には荒川への排水が非常に困難となることから、従来から流域一帯に浸水被害が生じている河川である」と記されており、令和元年10月12日に埼玉県を縦断した台風19号(東日本台風)時には、本市より南の荒川下流域の浸水被害軽減のために上尾中堀川流末の貝殻樋管が閉ざされたことにより、本計画地を含む一帯が内水氾濫により水没しました。

これらを背景に、地域住民からは本計画地に遊水機能を有する公園の早期整備の要望が一層高まり、これを受け本市では令和5年度に計画地の用地取得と共に「(仮称)平方雨沼公園基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定し、公園整備に向けた基本理念及び基本方針をお示ししたところです。

また同じく、東日本台風により甚大な被害をうけた平方地区の荒川沿岸地域においては、水害に強い地域づくりを目指し、荒川堤防等基盤整備(国土交通省)と上尾市による環境整備が一体となった、「かわまちづくり」("河川空間"と"まち空間"が融合した、良好な空間形成を目指す取り組み)計画が現在進められていることから、本公園整備も、上尾市かわまちづくり計画の一端を担う事業として平方地区の活性化に寄与していくものです。

なお、本基本計画策定においては、地域住民参加型ワークショップを取り入れ、住民主体の公園計画を検討し、公園整備の基幹となる計画を策定することを目的とし本計画を 策定するものです。

2. 現況把握

2-1. 計画地の位置

本計画域は、JR 上尾駅から南西約 4.5km に位置し、周辺には平方小学校や秀明英光高 等学校などの文教施設及び平方スポーツ広場や平方野球場などの運動施設があり、区域 南側は側道を挟み準用河川上尾中堀川に接しています。

・所 在 地 : 上尾市大字平方 1035 番外

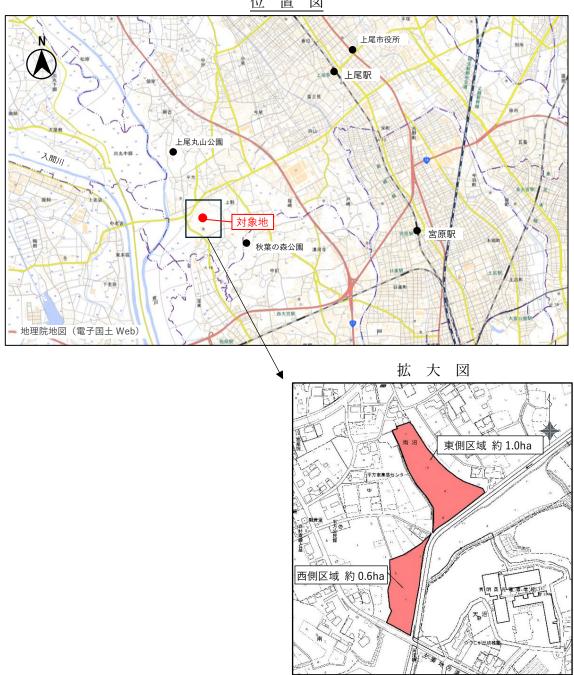
・敷 地 面 積 : 約 1.6ha (東側区域 1.0ha、西側区域 0.6ha)

· 区 域 区 分 : 市街化調整区域

管 : 上尾市 都市整備部 みどり公園課

·種別(参考): 近隣公園

位



2-2.計画地の周辺概況

本計画地の周辺 2.0km 圏にある、公共公益施設等は以下のとおりです。

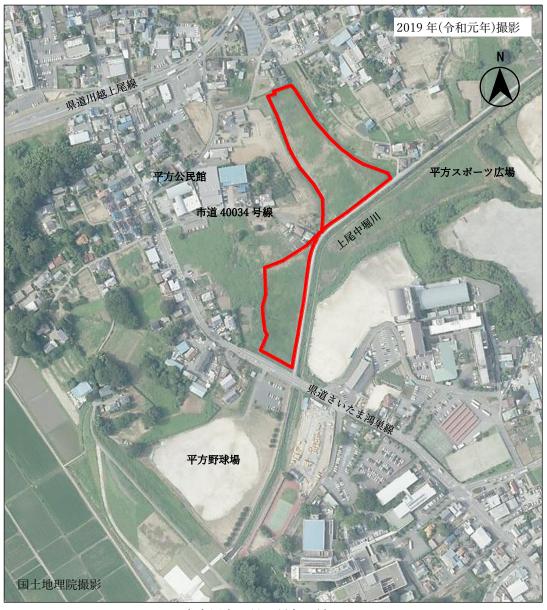


種別	施設名等
総合公園	上尾丸山公園
	秋葉の森総合公園 (さいたま市)
スポーツ施設	平方スポーツ広場
	平方野球場
レジャー施設	上尾市健康プラザわくわくランド
文教施設	平方小学校
	平方東小学校
	太平中学校
	上尾橘高校
	秀明英光高校
公共施設	平方支所
	平方公民館
医療施設	埼玉県総合リハビリテーションセンター

2-3.計画地の現況

本計画地は、東西の2箇所の区域で構成され、中央に市道40034号線が通っています。 東側約1.0ha、西側約0.6haで合わせて約1.6haの規模で、現況は原野となっています。 区域南東側は準用河川上尾中堀川に隣接し、川の対岸には平方スポーツ広場が、区域南 西側の県道さいたま鴻巣線を挟んだ南側には平方野球場が整備されています。

また、本敷地は、1982年(昭和57年)頃より、不燃ごみ・焼却灰・残土等の埋立地となっており、現在もそれらの廃棄物等が地中に残存している状況です。



空中写真で見る対象区域

3. 公園計画における上尾市の関連施策等

3-1.上位・関連計画

(仮称) 平方雨沼公園に関連する上位計画・関連計画について以下のとおり整理します。

上位・関連計画一覧 (1/2)

計画名	上位・関連計画一見(1/2) 本公園との関連事項
HIGH	【基本方向 2 人生が楽しめるまちづくり】
	(施策8 スポーツ・レクリエーションの充実)
	・市民が個々の体力や適性に応じてスポーツ・レクリエーション活動
	に親しむ場の提供に努めます。
	【基本方向 5 安全な暮らしを守るまちづくり】
第6次上尾市	(施策4 減災対策の推進)
総合計画 (P2(2021) 左答字)	・市街地内の緑地・オープンスペースを維持・保全するとともに有効したの場合におけます。
(R3(2021) 年策定)	な空間の確保に努めます。
	【基本方向6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり】
	(施策2 地域の憩いの確保)
	・身近な緑の保全・創出を図るため、「緑の基本計画」に基づき、公園
	の適正な整備・管理に努めます。
	・地域の憩いの場の確保や身近な緑の保全を行います。
	【都市施設の整備方針】
	(分野別整備方針 (2)公園・緑地)
 上尾市都市計画	③市街地の緑化・身近なオープンスペースの確保
マスタープラン	・公園などが不足する市街地については、公共事業や開発により、子
2020	供たちが身近に遊べる空間、子育て層を中心としたコミュニティ醸成
(R3(2021) 年策定)	の場となる身近なオープンスペースや緑の創出を推進します。
(333 (3333) 3,13, 3,	④利用者のニーズに対応した公園空間の確保
	・住民参加によるワークショップや説明会などから、公園利用者のニ
	ーズの変化を明確に捉え、魅力ある公園づくりに取り組みます。
	【緑の将来像】
	皆で多彩な緑をつなぐ・ふれあう 共生可能なまちづくり
	〈基本方針 2:地域の拠点となる緑や自然を"守り創り育てる"
第2次上尾市	・地域の骨格を担う緑のネットワークの整備を進めます
緑の基本計画	〈基本方針 3:身近な緑や自然を"守り創り育てる"
(R3(2021) 年策定)	・身近な公園や緑地を創出
	・日常生活の質を高める緑を創出します
	〈基本方針 4:緑や自然をみんなで"守り創り育てる"仕組づくり
	・市民が自然の中で活動する機会を創出します

上位・関連計画一覧 (2/2)

計画名	本公園との関連事項
第3次上尾市	【施策 9 公園の整備】
環境基本計画	(環境目標:快適環境の構築)
(R3(2021) 年策定)	②市民のニーズにあった公園整備をするため、設計から維持管理まで地
	域住民の参加を呼びかけます。
	③身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による
	緑のパートナーシップ制度の運用に努めます。
上尾市スポーツ	(令和4年4月1日宣言)
健康都市宣言	都市と美しい自然とが調和するこのまちで、健康的にいきいきと暮ら
	すことは、私たちの願いです。
	私たち上尾市民は、スポーツや食を通じて健やかな心とからだをつく
	り、地域や人との絆を大切にします。
	いつまでも健康で活力に満ちた、みんなが輝き発展しつづけるまちを
	築くため、これまでのスポーツ都市宣言の理念を踏襲し、ここに「スポ
	ーツ健康都市」を宣言します。
	一 暮らしの中にスポーツを取り入れ、健康な心とからだをつくりまし
	よう。
	一 自分に合ったスポーツに親しみ、毎日をいきいきと過ごしましょ
	う。
	一 スポーツとバランスのとれた食生活を実践し、健康寿命を延ばしま
	しょう。
	一 スポーツをすること、みること、ささえることでふれあいの輪を広
	げ、地域の絆を深めましょう。
	一 スポーツや健康づくりを通じて、みんなが輝き発展しつづけるまち
	をつくりましょう。

4. 計画上の課題

4-1.法令上の対策

① 都市計画法

本計画地は、市街化調整区域内で面積が約 1.6ha であることから、本来、都市計画 法第 29 条第 1 項に規定する開発行為の許可を受ける必要がありますが、同法第 34 条 第 1 項の規定による、同法第 4 条第 11 項に規定する第二種特定工作物に該当するこ とから適用除外となります。しかし、開発行為の許可要件を満たす技術基準に基づき、 施設整備を行う必要があります。

【都市計画法抜粋】

第4条第11項

この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの(以下「第一種特定工作物」という。)又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの(以下「第二種特定工作物」という。)をいう。

第29条第1項

都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内については、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。

第34条第1項

前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為(主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。)については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

② 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法第4条第1項の規定により一定規模以上(3,000 ㎡以上または900 ㎡以上)の土地の形質の変更をしようとする者は、着手する日の30日前までに、都道府県知事に届出を行う必要があります。

なお、埼玉県においては、形質変更する深さが全ての部分で 50cm 未満であって、 区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為については届出 が例外となることから、関係機関と事前に調整を図る必要があります。

③ 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例第3条第1項の規定により、開発区域の面積が1~クタール以上の開発行為で雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれのあるものについては、知事の許可を受けなければならないこととされています。本計画地は、当該条例に定める行為に該当することから、関係機関と事前に調整を図る必要があります。

			行為後の土地利用								
		宅地等	都市公園	道路管理者が設置	ゴルフ場、運動場	生産緑地法に	森林法に基づ				
		七地寺	相加拉拉國	する自動車駐車場	学校、境内地等	基づく緑地	く残置森林				
	宅地等 注										
行為前の土地利用	ゴルフ場、運動場 学校、境内地等	0	0	0	0						
	田畑	0	0	0	0						
	山林	0	0	0	0						
	雑種地等	0	0	0	0						
〇印:雨水流出増加行為となる行為											

注) 宅地等とは、宅地・池沼・水路・ため池・舗装された土地・鉄道線路(操車場は除く)をいいます。

出典:埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例 許可申請・届出手引き

4-2.防災上の課題

本計画地は前述のとおり、令和元年の台風 19号(東日本台風)において、荒川下流域の 浸水被害を軽減するため荒川に繋がる貝殻樋管が閉ざされたことで、内水氾濫が発生し本 計画地を含めた周辺一帯が水没しました。

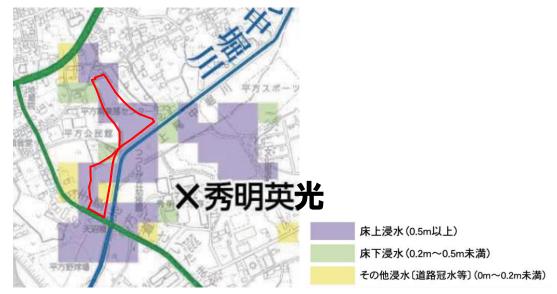
また、本計画地は上尾市水害ハザードマップにおいて、荒川の氾濫時(樋菅閉鎖時)を想定した場合の浸水深が5m以上10m未満となる「浸水想定区域」になっています。

さらに、内水ハザードマップにおいても 50cm 以上の浸水想定範囲に指定されています。 以下に、上尾市洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ及び令和元年台風 19 号の浸水 被害状況の写真を示します。



上尾市水害ハザードマップ





上尾市内水ハザードマップ

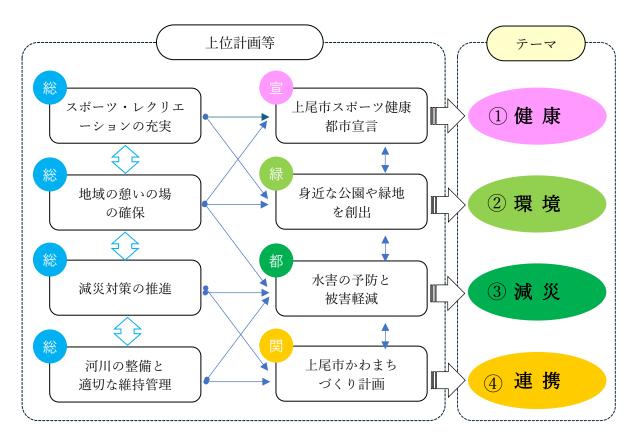


令和元年台風 19 号浸水被害状况写真

5. 基本構想おさらい

5-1.施設整備に関するテーマ

3-1 でお示しした本公園計画に関連する上尾市の上位計画等から、公園施設整備の基本となる考え方を整理し、基本構想で施設整備のテーマをまとめました。



総:第6次上尾市総合計画

宣:上尾市スポーツ健康都市宣言(R4.4.1)

緑:第2次上尾市緑の基本計画

都:上尾市都市計画マスタープラン 2020

関:関連計画

(1) テーマから見る整備の方向性

① 健康

地域住民が交流しながら健康づくりに活用できるレクリエーション活動の場となるよう、平方公民館や平方スポーツ広場・平方野球場などの周辺の施設と連携した広場を中心とした公園整備を目指します。



イメージ: 友田レクリエーション広場 (東京都青梅市)

出典: https://www.omesports.net/facility/tomoda

② 環境

未来に負担をかけない持続可能な公園を目指し、完成後は、近隣住民の地域交流活動の一環としての場となるよう、地域開放型の花壇を設けるなど、季節の草花の植え付け・育成などの活動が行える、管理協定の仕組みづくりを考えます。

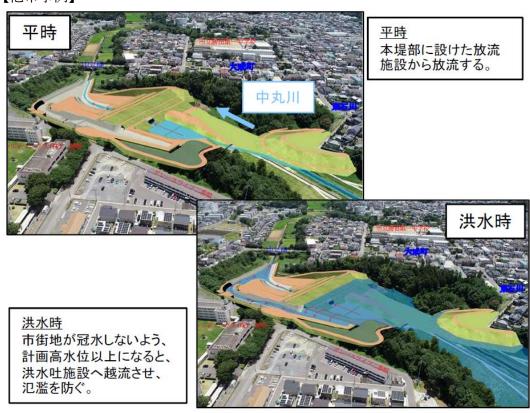


イメージ:青戸平和公園の花壇(東京都葛飾区) 出典:https://www.city.katsushika.lg.jp/planning/1003408/1003559.html

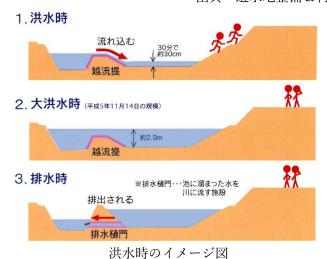
③ 減災

周辺地域の減災の役割を担うことが本公園の重要課題であることから、基本的にはオープンスペースを大きく確保し、平常時においては、地域イベントを開催するなど日常的に賑わうエリアとし、洪水時には周辺地域からの雨水及び上尾中堀川の越流を想定し、周辺の浸水被害を軽減する遊水機能を有する施設整備を目指します。

【他市事例】



那珂川水系中丸川調節池 親水性中央公園 (茨城県ひたちなか市) 出典:遊水地整備&利活用事例集 P.25

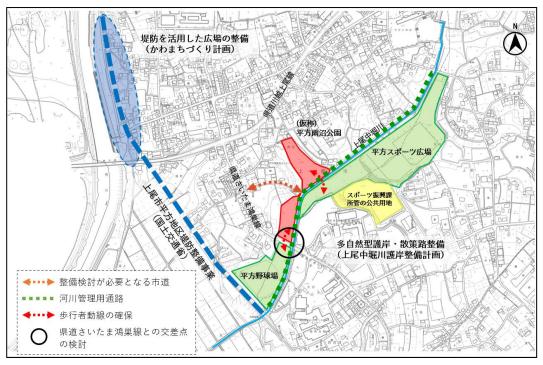


(藤原川水系湯本川湯本川調節池 (福島県いわき市)) 出典:遊水地整備&利活用事例集 P.24

4 連携

本公園整備を行ううえで重要となるのは、上尾市平方地区堤防整備事業及び上尾市かわまちづくり計画(防災関連事業等)と、上尾中堀川護岸整備計画との整合を図ることです。

将来的には、本計画区域に隣接する平方スポーツ広場や平方野球場を結ぶ歩行者ネットワークを形成することで、独立した施設としてではなく、各施設と連携した一体的な利用が可能となるような計画を進めていきます。



(仮称)平方雨沼公園周辺の計画

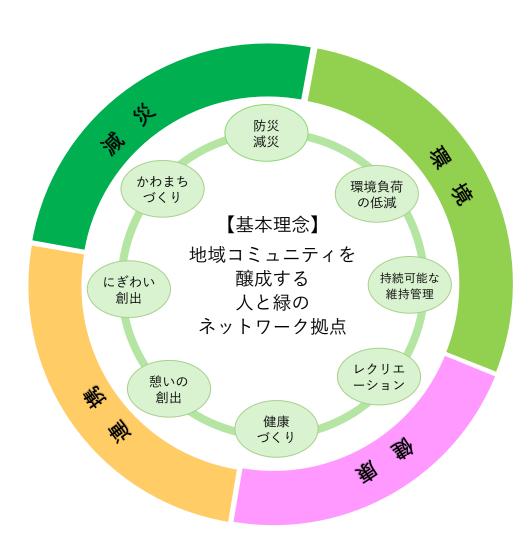
5-2.公園整備の基本理念

基本構想においては、本公園整備にあたっての『基本理念』を、「地域の減災及び地元住民の安全安心に寄与し、緑のネットワークの核となるにふさわしい公園整備」をコンセプトとし、上位計画や関連計画を踏まえて、地域にふさわしい公園像としての理念を掲げました。

【基本理念】

「地域コミュニティを醸成する 人と緑のネットワーク拠点 |

施設整備のテーマと様々なキーワードの中心が基本理念となります。



5-3.公園整備の基本方針

基本構想において定めた、本公園の整備における『基本方針』を以下に示します。

【基本方針】

(1) 公園緑地機能を備えた公園の整備

① 憩いの場と集いの場などを併せ持つ公園づくり

「地域コミュニティを醸成する公園」の整備を行います。

地域の新たな公園緑地空間としての機能を発揮できるよう、四季の変化を楽しめる植栽やレクリエーション活動やイベントなど、市民が楽しく余暇を過ごすことができる施設整備を目指します。

② 計画地の立地特性や周辺の環境に配慮した公園づくり

周辺のスポーツ広場等に近接する立地特性を活かし、ネットワーク拠点としての計画を進めるとともに、計画地に隣接する住宅に配慮した施設整備を目指します。

③ 安全・安心な公園づくり

障がい者、高齢者、子どもたちなど、誰もが安全・安心に利用できる施設整備を 目指します。

④ 交通アクセスに対応した公園づくり

歩行者及び自動車の安全かつ円滑な交通動線を確保する園路配置を目指します。 また、公園へのアクセス道路については、関係機関との調整を図り進めていくこ ととします。

(2) 防災機能を備えた公園の整備

① 減災機能を導入した公園づくり

現況地盤を大きく改変することなく、災害時に遊水(減災)機能を有する施設整備を目指します。

② 災害時における一時避難場所を想定した公園づくり

減災を目的とした遊水機能を有する計画とすることから、災害時において公園 利用者の安全を確保するため、一時退避が可能なスペースを有する施設整備を目 指します。

6. 基本計画策定

6-1.策定手法

基本計画策定にあたっては基本構想で掲げた「基本理念」・「基本方針」を踏まえ、地域の皆さんと芝浦工業大学の学生をメンバーとして、市民が利用しやすい公園となるよう、意見交換等を目的とした全3回のワークショップを取り入れ、公園の施設配置計画を取りまとめます。

併せて、「市民コメント制度」を活用し、広く市民の皆さんから意見をお聞きし、これらの意見を取り入れた基本計画を策定します。

6-2.ワークショップ

ワークショップについては、全3回を通じた全体のテーマを「(仮称)平方雨沼公園の使い方・育て方を考えよう!!」とし、各回におけるテーマをそれぞれ設定し以下の流れで実施します。

≪第1回ワークショップ≫

【テーマ】(仮称)平方雨沼公園をどのように使いたいか考えよう!!

- ●情報の共有
 - ・基本構想における諸条件(地域特性、浸水想定、ゾーニング等)について
 - ・公園の基本理念及び基本方針について
- ●グループワーク
 - ・(仮称)平方雨沼公園の浸水する場所・しない場所の使い方・課題
 - ・ゾーン別に使い方・テーマを考える

≪第2回ワークショップ≫

【テーマ】 (仮称) 平方雨沼公園の施設配置を考えよう!!

- ●情報の共有
 - ・第1回ワークショップのふりかえり
 - コンセプトとゾーニング案について
- ●グループワーク
 - ・ゾーニング案に沿って、施設の配置を検討

≪第3回ワークショップ≫

【テーマ】(仮称)平方雨沼公園の整備計画(案)を作成しよう!

- ●情報の共有
 - ・第2回ワークショップのふりかえり
 - ・パブリックコメントの結果共有
- ●グループワーク
 - ・整備計画 (案) の意見交換
 - ・平常時の取組み・災害時の取組みを考える(自分たちでできること、地域でできること(活動・管理など))

6-3.ゾーニング図の作成

公園のゾーニング(区分け)については、第1回ワークショップで公園の使い方やキーワードについてグループワーク(話し合い)を行い、その結果をもとに作成しました。

(1) 第1回ワークショップ

● 実施日時 : 令和6年7月28日(日)10時~12時

● 参加者数 : 21 名

● グループ : A~D グループ (5~6名/グループ)

● テーマ: 「(仮称) 平方雨沼公園の使い方・育てを考えよう!!」

【ワークショップの内容】

ア)情報共有

- ・上尾市平方地区堤防整備事業及び上尾市かわまちづくり計画や上尾中堀川護岸整備 計画、公園計画地に隣接する平方スポーツ広場や平方野球場との連携について
- ・自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的と、災害時に雨水を溜める施 設としての整備について
- ・令和5年度に策定した「(仮称)平方雨沼公園基本構想」で掲げた『基本理念』と、 本公園の整備における『基本方針』について
- ・河川沿いの立地を活かした公園事例と遊水機能をもつ公園事例について

イ)個人ワーク(自己紹介)

自己紹介カードを活用し、「(仮称)平方雨沼公園がこんな場所になったらいいな」 を発表。

	分類	事 項	件数
4 4	自然	・緑の多く自然豊かな公園	3
自然 環境	修景	・桜並木	2
垛児	水辺	・水遊び、涼める場所、ミスト、ビオトープ	3
	安全対策	・駐車場の利用しやすい公園、ネットや壁を作り強化	4
	園路	・散歩できる公園、犬の散歩コース	4
施設	トイレ	・トイレを整備してほしい	2
	遊具	・健康遊具、子供が安心して遊べる遊具	4
	暑さ対策	・日影が多い場所、あずまやの整備	4
	運動	・ボール遊び、ランニング、ウォーキングのできる公園	4
広場	自転車	・自転車の練習できる場所、サイクリングコース	2
仏场	ペット	・犬と遊べる公園	1
	集い	・気軽に集える公園、多世代で多様利用できる公園	9
保安		・見通しの良い公園	1
防災		・防災、減災対策を考えた公園	3
管理・運営		・管理者が必要	1
その他		・戸崎公園、上平運動公園のような立派な公園	1

「(仮称) 平方雨沼公園がこんな場所になったらいいな」

ウ) グループワーク

グループワーク①:「どんな使い方をしたい」「どこに配置したらよいか」をテーマ に使い方カードを使った意見交換

グループワーク②:公園西側区域と公園東側区域のコンセプトにつながる重要なキーワードについて話し合い

●公園西側区域のキーワードと使い方

【西側キーワード】

- ・遊水機能・休憩・駐車場・多目的広場
- ・賑わい・交流、アクセス、減災(水が溜まっても)
- ・子どもが健全に遊べる公園、賑わい・交流
- ・遊具を活かした空間

【W-1 エリアの使い方】

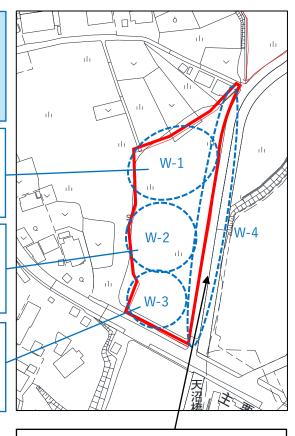
- ・木陰で休む場所
- ・花や緑を育てる(移動販売・野菜販売)
- ・交流・集う、休む・憩う
- ・子どもの空間(遊具、アスレチックなど)

【W-2 エリアの使い方】

- ・犬の散歩(ドッグラン)
- ・花や緑を育てる(移動販売・野菜販売)
- ・体を動かす(健康器具)
- ・子どもの空間(遊具、アスレチックなど)

【W-3 エリアの使い方】

- ・キッチンカーが来る公園
- ・広い駐車場 (駐輪場)
- ・浸水するので駐車場は危険
- · 駐車場、駐輪場



【E-4・W-4 エリアの使い方】

- ・サイクリストが休憩できる場所
- ・散歩・ランニング、サイクリング
- ・ビオトープ
- ・花や緑を育てる、桜並木、遊歩道を整備

●公園東側区域のキーワードと使い方

【東側キーワード】

- ・水害以外の対策施設・駐車場
- ・防災、体験、自然環境
- やすらぎと交流
- ・自然を活かした空間

【E-1 エリアの使い方】

- ・駐車場
- ・管理棟及び駐車場
- ・遊水池、スケートパーク
- ・駐輪場

【E-2 エリアの使い方】

- ・舗装されていないランニングコース
- ・ドッグラン
- ・遊水池、スケートパーク
- ・花火を楽しめる空間(遊具なし)

【E-3 エリアの使い方】

- ・キャンプ、休憩できる場所(ベンチ,トイレ,水道)
- ・ドッグラン
- ・ビオトープ
- ・子どもたちと遊ぶ(ボール遊び)



(2) 西側区域、東側区域のコンセプト

第1回ワークショップでの各区域のキーワードから、東西各区域のコンセプトを設定 しました。

●西側区域のコンセプト

県道さいたま・鴻巣線へアクセスがしやすい場所に駐車場を整備する意見が多く、また、賑わい・交流・子ども・遊具など体を動かす「動」を連想させるキーワードが多く挙げられたことから、公園西側区域のコンセプトを以下のとおりとします。

【公園西側区域のコンセプト】

- 1) アクセスしやすい駐車場
- 2)子どもが遊べる賑わいのある公園

●東側区域のコンセプト

東側区域においては、各グループのキーワードとして「やすらぎ」や「自然環境」といったキーワードが挙げられたことから、それら「静」の空間の創出を目指すこととし、コンセプトを以下のとおりします。

【公園東側区域のコンセプト】

- 1) 自然を生かした空間
- 2) やすらぎと交流

(3) ゾーニング(案)の検討

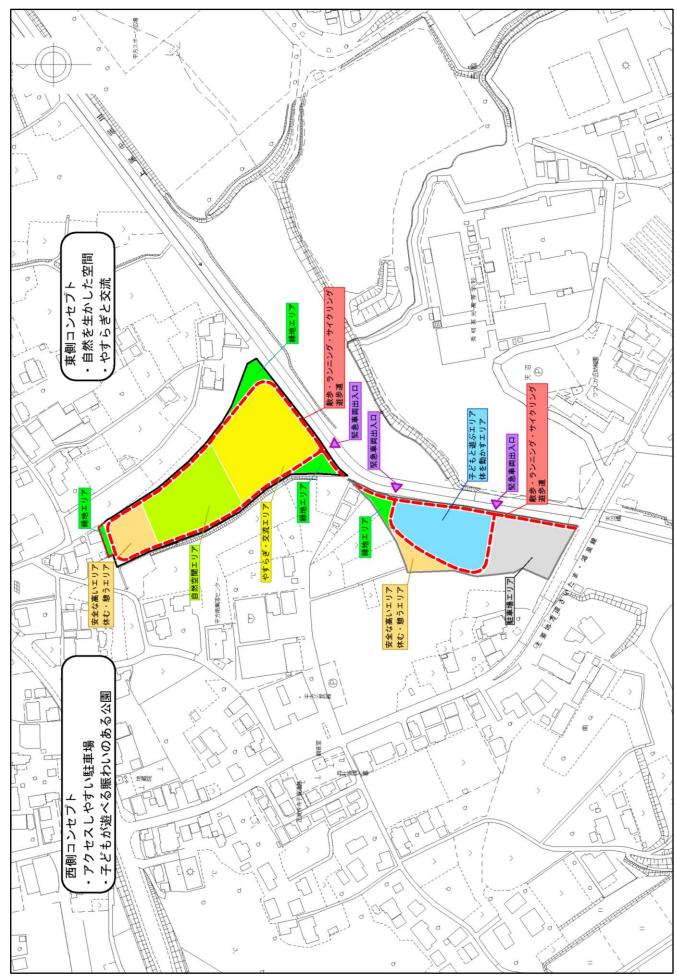
各区域のコンセプト及びワークショップで提案された公園の使い方から、ゾーニング を検討しました。

●西側区域のゾーニング

- ・駐車場エリアを、アクセスのしやすい県道さいたま・鴻巣線沿いに配置
- ・西側区域の中央に子どもと遊ぶエリア、体を動かすエリアを配置
- ・災害時の緊急避難場所として、比較的安全な盛土エリアを西側へ配置し、平常時は 休む・憩うエリアとする
- ・園路は緊急車両のアクセスが可能な 4.0mの幅員を確保
- ・北側隣接住宅周辺に緑地(緩衝)エリアを配置

●東側区域のゾーニング

- ・比較的アクセスのしやすい南側寄りに高齢者の利用が想定されることから、子ど もから高齢者まで幅広い年代の方々が集える空間となる、やすらぎ・交流エリアを 配置
- ・東側区域の中央部に自然を活かした自然空間エリアを配置
- ・東側区域の北側は、区域内で一番標高が高い位置となることから緊急避難場所エリアとし、また平常時は休む・憩うスペースとして活用
- ・園路は公園外周に周回できる形で配置し、西側と同様に緊急車両のアクセスが可能な 4.0mの幅員を確保
- ・隣接または近接住宅周辺には緑地(緩衝)エリアを配置



6-4.施設配置計画と基本計画図(案)の作成

第2回ワークショップでは、第1回ワークショップに基づき作成した公園のゾーニング (区分け)を活用し、公園の施設配置についてグループワーク(話し合い)を行い、その 結果をもとに基本計画図(案)の作成を行いました。

(1) 第2回ワークショップ

● 実施日時 : 令和6年9月8日(日)10時~12時

● 参加者数 : 15 名

● グループ : A~D グループ (3~4名/グループ)

● テーマ: 「(仮称)平方雨沼公園の施設配置を考えよう!!」

【ワークショップの内容】

ア) 案説明

第 1 回ワークショップを踏まえ作成した、西側・東側区域のコンセプトとゾーニング(案)の説明

イ) グループワーク

- ・各グループで施設配置について話し合い、説明者1名を残し、他のグループとメンバーを入れ替え、参加者全員の意見や知識を集め共有する「ワールドカフェ方式」を採用し、施設配置を検討
- ・グループ発表された配置計画で参加者の各人が思う優先順にシールを貼り、優先 すべき施設を抽出

ワークショップでの、東西区域の各エリアに配置する施設及び優先すべき施設について整理し、以下に示します。(各エリアは、ゾーニング図参照)

【西側区域の各エリアに配置する施設】

エリア	施設等	配置理由、意見	シール				
	・トイレ	・駐車場のそば					
駐車場	・移動式トイレ	・サイクリストが使いやすい					
	・駐輪場	・子どもが安全に来れる場所					
	・複合遊具	・子どもが来る、遊べる					
子どもと遊	・健康遊具	・高齢者、子どもが同じ空間					
ぶ・体を動か	・多目的広場	・家族でくつろげるように					
す	・インクルーシブル遊具	・西、東にあれば便利	1				
	・ドッグラン	・浸水しても大丈夫					
	・四阿・パーゴラ	ゴラ ・太陽光パネル					
/L. 少。 至白 >	・ベンチ	・休憩設備	5				
休む・憩う	・トイレ	・西、東の安全な高いエリア	1				
	・ボール遊び		4				
	・サイクリングコース	・幅は広く					
	・遊歩道	・自転車と人は分ける					
その他	・ランニングコース						
	・駐輪場	・北側緑地エリアに	6				
		・小学生の移動、利用しやすさ	U				

※シール列は、シールが貼られた数を示します。

【東側区域の各エリアに配置する施設】(1/2)

エリア	施設等	配置理由、意見	シール
	・あずまや・パーゴラ	・太陽光パネル	2
	・ベンチ	・休憩設備	2
	・トイレ	・浄化槽が心配、移動式が良い	
		・多機能が良い、管理面	
やすらぎ・交	・インクルーシブ遊具	・西、東に1つずつ	
流	・ドッグラン	・散歩しながら浸水しても大丈夫な場	
		所	
		・ドッグランではなくてもペット可な	
		公園	
	・多目的広場	・ある程度広いスペース	1

※シール列は、シールが貼られた数を示します。

【東側区域の各エリアに配置する施設】(2/2)

エリア	施設等	配置理由、意見	シール
	・多目的広場	・騒音面を考慮、集会機能 ・環境フェステバル ・子どもの自転車練習	
(・ボール遊び・複合遊具・健康遊具	・道路に近くない所に子どもの遊び場 ・高齢者、子どもが同じ場所で交流 ・これから多くなる高齢者のために	1
自然空間	・スケボーパーク	・斜面を利用して、住宅から少し離す	
	・遊歩道 ・ランニングコース	・自転車が多くなると危険・幅を広げてペットを散歩できるように	
	・木陰・植栽 ・低木・花壇	・暑さ対策 ・ペット可の空間	
	・駐輪場	・自転車の誘導、アクセス面・駐輪場がないともったいない・小学生の利用、利用しやすさ	9
休む・憩う	・トイレ	・西、東の安全な高いエリア ・高台は機能固定 ・低地はできれば移動式 ・移動式だと障害者が利用しづらいの では	1
	・出入口の機能	・水路を暗渠にして歩道にする	7
緑地	・駐輪場	・誘導 ・国に預けた土地を活用するのはどう か	5
	・通路	・車が通れるとよい	
	・遊歩道 ・ランニングコース	・排水	2
	・道路整備(市道 4034 号線)	・自転車歩行者のために道路を整備	
	・川沿いの並木	・桜の木を植えても土壌的に根が張る か ・暑さ対策、希望は桜 ・一体的に整備	8
その他	・橋	・中堀川に橋を架ける	5
	・管理	・上尾丸山公園の管理部門において定 期的に清掃	
	・省エネ設備	・太陽光パネル付照明	3
	・サイクルラック	・サイクリストが多いため	
		・平方公民館のトイレ活用 ・トイレは必須 ・駐車場、駐輪場整備は優先事項	

※シール列は、シールが貼られた数を示します。

(2) 基本計画図(案)及び配置施設の概要

ワークショップでの各グループの施設配置の提案をもとに、「公園のコンセプト」と「公園のゾーニング」との整合を図り、施設配置を検討し基本計画図(案)を作成した。 配置施設の概要及び基本計画図(案)を以下に示します。

●西側区域の配置施設の概要

- ① 公園エントランス 【規模:約100 m²】
 - ・西側区域のほぼ中央に配置し、園名板・案内板などを整備します。
 - ・ワークショップで優先要望の多い自転車置き場(駐輪場)を、エントランスと併せて整備します。

② 駐車場 【規模:約1,600 ㎡】

- ・一般駐車場と身障者用を合わせ、概ね40台程度の駐車スペースを整備します。
- ・駐車場については、遊水機能を兼ねた整備とします。

③ 遊戯施設広場 【規模:約2,300 ㎡】

- ・子どもと遊ぶエリアを「遊戯施設広場」として整備します。
- ・広場には、ワークショップでの提案をうけ「複合遊具」、「健康遊具」、「インクルーシブル遊具」及び「幼児遊具」(3歳~6歳向け)や児童遊具(6歳~12歳向け)などの遊具の配置を検討します。
- ・遊戯施設広場については、遊水機能を兼ねた整備とします。

④ 休憩広場 【規模:約430 m²】

- ・遊戯施設広場を見守ることが出来る位置に、休憩広場(パーゴラ、あずまや等設置)を整備します。
- ・休憩広場の整備については、洪水時における利用者の緊急避難場所を想定した造 成計画とします。

⑤ 園路

- ・各施設(エリア)に接続するよう配置整備します。
- ・緊急時における緊急車両の出入口を2箇所設けます。
- ・園路幅員は 4.0m(歩行者: 2.0m + 自転車: 2.0m)とし、歩行者と自転車動線 を分離する計画とします。また、併せて管理車両や緊急車両用が通行可能となる 整備とします。
- ・計画地東側の上尾中堀川管理道路(市道)沿いに、公園東側区域との連絡を想定 した園路を整備します。また、歩行者の安全性を考慮し河川管理道路(市道)と 公園園路の間には植樹帯を配置、ワークショップで要望の多い「川沿いの並木」 の創出を図ります。

●東側区域の配置施設の概要

- ① 公園エントランス 【規模:約200 m²】
 - ・東側区域のほぼ中央に配置し、園名板、案内板などを整備します。
 - ・公園全体の遊水機能を確保するために造成高を園路から 50cm 程度低くし、階段 及びスロープで緩やかに下りながら公園内への誘導を図り、利用者への利便性 が損なわないような整備を行います。

② 駐輪場

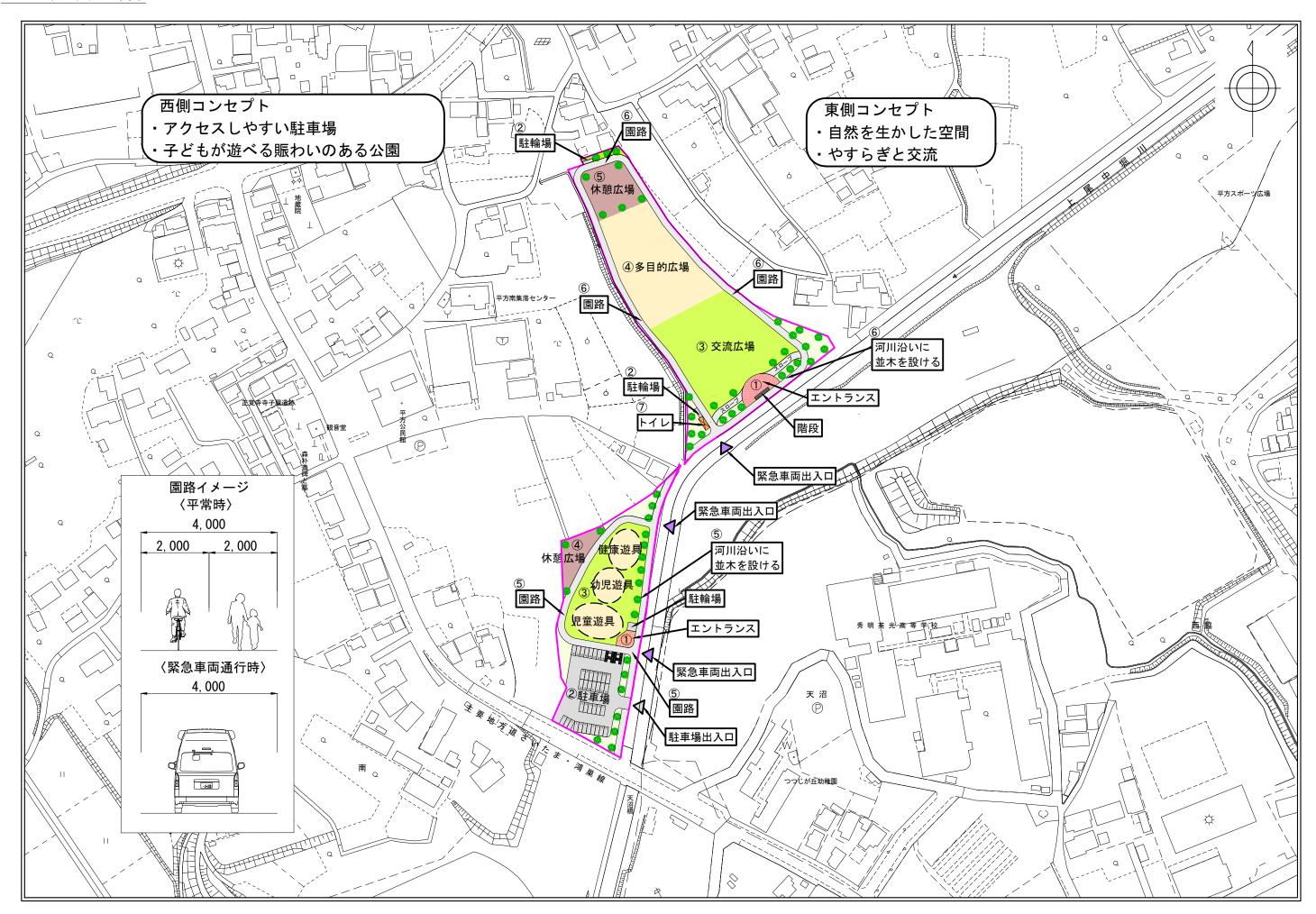
- ・ワークショップでの優先要望の多い自転車置き場(駐輪場)を、区域の南北にそれぞれ整備します。
- ・北側については現在無接道ですが、ワークショップでも出入口設置の要望が多い ことから、既存の水路敷の利用など、出入口の設置の可能性について、関係各課 との調整を進めます。
- ③ 交流広場 【規模:約3,100 ㎡】
 - ・「やすらぎと交流」をコンセプトとし、子どもから高齢者まで幅広い年代の方々 が集える交流エリアとして広場を整備します。
 - ・休憩施設、植樹等を配置し、日陰の創出を図ります。
 - ・交流広場は、遊水機能を兼ねた整備とします。
- ④ 多目的広場 【規模:約 2,800 ㎡】
 - ・スポーツやレクリエーションなど多目的に、利用者が身近で気軽に利用できる広場として整備します。
 - ・遊水機能を兼ねた広場整備とします。
- ⑤ 休憩広場 【規模:約830 ㎡】
 - ・多目的広場を見守ることが出来る位置に、休憩広場(パーゴラ、あずまや等設置)を整備します。
 - ・休憩広場の整備については、洪水時における利用者の緊急避難場所を想定した造 成計画とします。

6 園路

- ・遊歩道、ランニングコースといった要望があることから、東側区域の外周に周回 可能な園路を整備します。
- ・園路幅員は 4.0m(歩行者: 2.0m + 自転車: 2.0m)とし、歩行者と自転車動線を分離する計画とします。また、併せて管理車両や緊急車両用が通行可能となる整備とします。なお、車両の出入口は計画地南側の 1 箇所とします。
- ・計画地南側の上尾中堀川管理道路(市道)沿いに、公園西側区域との連絡を想定 した園路を整備し、西側区域と同様に植樹帯により「川沿いの並木」の創出を図 ります。

⑦ トイレ

- ・ワークショップにおいて、西側・東側区域にそれぞれトイレ(移動式可)の施設 配置の提案がなされていますが、公園の施設規模や維持管理及び排水処理等か ら、計画区域のほぼ中央付近(南西緑地エリア)の東側区域に多機能トイレを整 備する計画とします。
- ※公園西側区域及び東側区域の休憩施設(ベンチ等)、遊具、樹木等の配置、設置数については、今後行う基本設計業務で検討する予定です。



7. 今後の進め方について

7-1.基本計画の進め方

2回のワークショップを経て(仮称)平方雨沼公園の基本計画図(案)を作成し、令和6年10月から11月にかけ市民コメント制度により、広く市民の皆さんから計画についてのご意見を伺うこととしています。

市民コメント制度で頂いたご意見を参考に、基本計画図(案)の修正、見直しを行い、令和6年12月に第3回のワークショップで最終的な基本計画図を作成いたします。

今回の「(仮称)平方雨沼公園 基本計画」は、令和7年2月頃に開催される、個別施設管理基本計画等評価幹事会や個別施設管理基本計画等評価委員会に諮った後、議会報告等を経て公表することなります。

7-2.今後の検討課題

(1) 準用河川上尾中堀川管理道路整備との整合

準用河川上尾中堀川の管理道路は、令和6年9月議会で市道認定され、本公園整備のメインアクセス道路となり、密接に関連することから、今後の整備計画において整合を図る必要があります。

(2) 地中に残存する廃棄物等

本計画区域は、1982年(昭和57年)頃より、不燃ごみ・焼却灰・残土等の埋立地となっており、現在もそれらの廃棄物等が地中に残存しています。

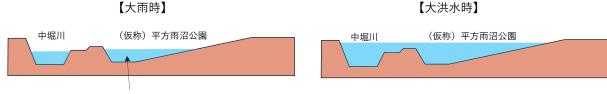
そのため、廃棄物等の掘り起こしを極力控え、区域外へ土砂を搬出しない(切土を極力少なくする)計画が求められます。

(3) 雨水流出抑制容量の確保

本公園整備では、上尾市雨水排水流出抑制施設設置基準に則った雨水流出抑制容量 を確保する必要があります。

そのためには、一般的に切土等による現地盤の掘り下げが最も有効ですが、(2)の 課題と相反するため、今後現況測量により現況高を把握し本計画地で施工可能な雨水 流出抑制施設の検討を行う必要があります。

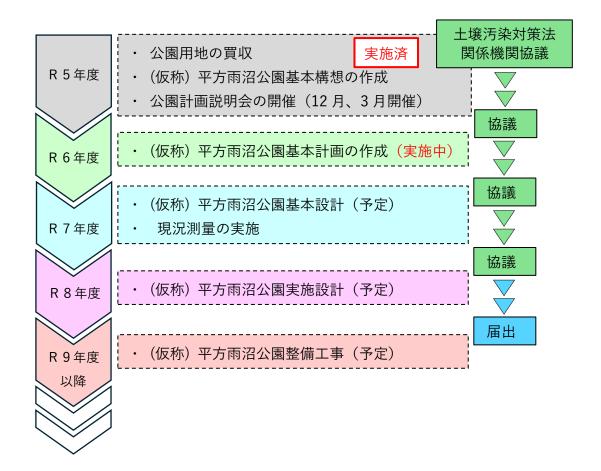
雨水流出抑制施設のイメージ断面図



雨水流出抑制施設により中堀川の負担を軽減

7-3.今後の事業スケジュール

(仮称) 平方雨沼公園の事業スケジュールを以下に示します。



(仮称) 平方雨沼公園 基本計画 ~中間報告~ 令和6年10月

上尾市 都市整備部 みどり公園課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番地1号

TEL: 0 4 8 - 7 7 5 - 8 1 2 9 FAX: 0 4 8 - 7 7 5 - 9 9 0 6